

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2025 年 2 月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目 次 —

I. 最新法令情報（2025 年 1 月中旬～2025 年 2 月中旬）

- 外貨及び香港、マカオ、台湾通貨に係わる遅延支払の利息計算基準に関する最高人民法院の回答
- 医薬企業における商業賄賂リスクの防止に関するコンプライアンスガイドライン

II. 中国法務の現場より

- AI とうまく付き合う法

III. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2025 年 1 月中旬～2025 年 2 月中旬）

◆ 外貨及び香港、マカオ、台湾通貨に係わる遅延支払の利息計算基準に関する最高人民法院の回答¹

最高人民法院 2025 年 2 月 12 日公布、2025 年 2 月 13 日施行

1. はじめに

中国では、国境を越えた商品の売買、融資、加工契約など契約上の紛争において、特に外貨建ての取引の場合、延滞利息の確定が問題となる場合がある。例えば、売買契約における通貨が人民元であり、かつ、中国法が適用される場合、仮に当事者が支払遅延に関する損害賠償の計算方法について契約で合意していない場合、売主が買主の契約違反を理由に支払遅延損害金の賠償を請求し、契約違反が 2019 年 8 月 20 日以降に発生した場合、人民法院は、契約違反時に中国人民銀行が公表した 1 年 LPR を遅延損害金算定の基礎とし、30～50%を加算することができるとされている²。他方、外国通貨の場合、仮に契約に定めがない場合、その計算については明確な法規定がなく、裁判実務上でも統一されていない。特に、中国人民銀行が外貨金利の市場化改革を深化させたことに伴い、2015 年 5 月以降、外貨預金金利と外貨貸付金利が市場化され、中国人民銀行は統一の外貨預金金利と外貨貸付金利を公表しなくなった。

そして、外貨建ての延滞利息と香港、マカオ、台湾通貨建ての延滞利息の計算基準を統一するため、最高人民法院は、「外貨及び香港、マカオ、台湾通貨に係わる遅延支払の利息計算基準に関する最高人民法院の回答」（以下「本回答」という。）を制定した。

以下では、本回答の主な内容及び留意点を紹介する。

2. 要点

（1）外貨建ての場合

本回答は、外貨建て延滞利息の計算基準を、次のとおりに規定している。

ア 当事者間の合意がある場合³

外貨建て延滞金の場合、延滞利息を請求する際の利率の算定基準について当事者間で合意している場合は、当事者の合意に従って処理するとされている。但し、当事者が合意した利率の基準が、適用される法律の上限を超える場合には、上限を超える部分は認められない。

例えば、中国法が適用される場合、1 年 LPR の 4 倍を超えてはならない⁴。

イ 当事者間の合意がない場合⁵

延滞利息の計算基準について当事者間で合意がない場合、又は合意が不明確な場合、遅延損害金の利息の計算基準は以下の方法で決定される。

¹ 「最高人民法院关于外币及港澳台货币逾期付款利息计算标准的批复」

² 売買契約紛争案件への法律適用問題に関する解釈（最高人民法院关于审理买卖合同案件适用法律问题的解释）第 18 条第 4 項

³ 本回答第 1 条

⁴ 民間貸借紛争案件への法律適用若干問題に関する解釈（最高人民法院关于审理民间借贷案件适用法律若干问题的规定）第 25 条

⁵ 本回答第 2 条

米ドル建ての取引の場合、その延滞利息の計算基準については、中国人民銀行の公式ウェブサイトにて定期的に公表される「中国金融政策執行報告」の付表に掲載された3ヶ月未満、3ヶ月以上6ヶ月未満、6ヶ月以上12ヶ月未満、1年、1年以上の米ドル貸付の平均利率を参照して、人民法院は、案件の具体的状況に照らして利率を決定する。

ユーロ、ポンド、日本円、豪ドル、スイスフラン、カナダドル、ニュージーランドドル、シンガポールドルに関する延滞利息の計算基準については、それぞれユーロ銀行間取引金利（EURIBOR）、ポンド夜間平均金利（SONIA）、東京夜間平均金利（TONA）、豪ドル銀行手形金利（BBSW）、スイスフラン保証翌日物金利（SARON）、カナダドル保証翌日物金利（CORRA）、ニュージーランドドル銀行手形金利（BKBM）、シンガポールドル無担保翌日物金利（SORA）を参照し決定する。

その他の外貨の場合、当該国の中央銀行の公式ウェブサイトに掲載されている当該通貨の基準レートを参照して決定する。

（2）香港ドル、マカオドルおよび台湾ドル建ての場合⁶

香港ドル、マカオドルおよび台湾ドルによる遅延損害金の計算基準については、当事者が合意した場合、上述の外貨建ての規定を参照するものとする。当事者が合意していない場合、又は合意が不明確な場合は、それぞれ香港ドル銀行間取引金利（HIBOR）、マカオドル総合金利（MOPCR）、台湾ドル基本貸付金利（BLDR）を参照して決定する。

日本企業と中国国内企業との間の取引の場合、人民元、日本円又はドル建てで取引することが多いが、売買契約を例とする場合、仮に中国法が適用され、契約書にも延滞利息の計算基準に関する合意がない場合、現在のLPRやTONAなどからすると、人民元建ての場合、延滞利息の利率は、約4.03%～4.65%、日本円の場合は約0.5%、ドルの場合は約4.67～5.33%と決定される可能性が高い。三者間の差が大きいため、契約を締結する場合、延滞利息の利率を明確に定めることが望ましい。

◆ 医薬企業における商業賄賂リスクの防止に関するコンプライアンスガイドライン⁷

国家市場監督管理総局 2025年1月10日公布・施行

1. はじめに

近年、中国の医薬分野における商業賄賂は多発しており、国家市場監督管理総局は、医薬分野における商業賄賂の取り締まりを強化させ続ける一方、問題の根本的な原因と症状に焦点を当て、積極的に長期的なガバナンスメカニズムを推進している。医薬分野における商業賄賂を防止・抑制し、医薬企業が健全なコンプライアンス管理体制を確立することを支援・指導するため、国家市場監督総局は2024年10月11日に「医薬企業における商業賄賂リスクの防止に関するコンプライアンスガイドライン（意見募集稿）」を公表し、同年10月20日まで意見募集を行った後、2025年1月10日に本「医薬企業における商業賄賂リスクの防止に関するコンプライアンスガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を公布した。

⁶ 本回答第3条

⁷ 「医药企业防范商业贿赂风险合规指引」

本ガイドラインは、不正競争防止法⁸、医薬品管理法⁹及び関連法令並びに製薬業界の実情及び反商業賄賂法執行の実務に基づいて制定され、医薬企業が公正な競争、誠実及び信頼の原則を堅持し、医療衛生機関との連絡・交流・協力において、公開性、透明性の原則を堅持し、医療衛生機関及び医療衛生従事者の正常な診断・治療行為を妨げてはならないと求めている¹⁰。

本ガイドラインは、計4章49条の構成である。以下では、本ガイドラインの主な内容を紹介する。なお、本ガイドラインは、医薬分野に関するものであるが、コンプライアンス管理体制の構築や商業賄賂リスクの識別及び抑制について、他業界にとっても有意義な参考になると考えられる。

2. 要点

(1) コンプライアンス管理体制の構築¹¹

本ガイドラインは、医薬企業が健全なコンプライアンス管理システムを構築し、商業賄賂リスクを防止することを奨励すると規定している。本ガイドライン第6条及び第7条は、経営陣が積極的にコンプライアンス管理システムの構築を推進することを提唱し、また、営業規模、営業形態に適した商業賄賂リスク防止のためのコンプライアンス管理組織の設立とコンプライアンス管理人員の配置、健全なコンプライアンス管理体制を確立し、法務管理、財務監査、内部統制、リスク管理などメカニズムを改善することを求めている。

本ガイドラインでは、コンプライアンス管理組織の主な職責を次のとおり列挙している¹²。

- ・ 企業のコンプライアンス管理に関する戦略的計画及び管理計画の策定
- ・ コンプライアンスリスクの特定と評価
- ・ 内部コンプライアンス管理体制及びプロセスの策定と実施
- ・ コンプライアンス調査の実施及びコンプライアンス通報への対応
- ・ コンプライアンス管理体制の運用状況の確認、評価、監査及び改善
- ・ 外部規制当局及び協力関係者に関するコンプライアンス事項の処理
- ・ コンプライアンス相談対応、コンプライアンス教育、コンプライアンス評価、コンプライアンス広報及びコンプライアンス文化の構築

(2) 商業賄賂リスクの識別と防止

本ガイドライン第3章では、学術訪問・交流、接待、コンサルティング業務、業務委託、割引、ディスカウント、手数料の支払い、寄付、スポンサーシップ、資金提供、医療機器の無償提供、臨床研究及び小売販売などいくつかの具体的な活動における商業賄賂リスクに関する留意事項及びリスク管理事項を列挙し、具体的な行動指針を定めている。

ア 学術訪問・交流における商業賄賂リスク¹³

留意事項

- ・ 医薬代表の受入れに関する法令及び医療衛生機関の管理規定を遵守する。
- ・ 医薬代表に関する届出を行う。
- ・ 医薬代表が医療衛生機関の規定を厳守し、許可された時間と場所で学術訪問や交流活動を行うよう監督する。

⁸ 反不正競争法（反不正当竞争法）第25条

⁹ 医薬品管理法（薬品管理法）第25条

¹⁰ 本ガイドライン第1条、第2条第2項

¹¹ 本ガイドライン第2章

¹² 本ガイドライン第7条

¹³ 本ガイドライン第12条、第13条

- ・ 医薬代表は、医療衛生従事者（以下「**医療従事者**」という。）と連絡を取り、学術情報の提供、技術相談、学術普及活動を行うことができる。

リスク管理

- ・ 医薬企業が医薬代表に営業業務を割り当て、代金の回収、仕入・販売請求書の処理などの営業行為を行わせてはならない。
- ・ 医薬代表は、医療従事者による医薬品の合理的な使用を妨害したり、影響を与えたりしてはならない。
- ・ 医薬代表は、医療機関、医療機関内の課室、医療従事者などが発行する医薬品の処方箋の枚数を統計、取得してはならない。
- ・ 医薬品の処方や製品の推奨、使用、購入を誘引するために、医薬代表が、直接・間接を問わず、医療従事者に財産やその他の不適切な利益を与えてはならない。

イ 接待における商業賄賂リスク¹⁴

留意事項

- ・ 接待の範囲及び基準に関する制度を明確に制定し、接待の基準は、接待を受ける者に適用される各種管理規程に沿ったものとする。
- ・ 接待等に要する費用の種類は、合理的かつ節度ある飲食費等に限る。
- ・ 接待に関する記録を保存することが望ましい。

リスク管理

- ・ 妥当な頻度を超えた接待や商慣習を逸脱した接待に注意する。
- ・ 有名な景勝地や高級な場所での接待や、娯楽活動に関連した会場の選定は避ける。
- ・ 接待を受ける者の近親者等、業務関係のない者に対して接待を行ったり、接待の名目で便益を譲り渡したり、費用を支払ったりしてはならない。
- ・ 業務上の接待において、旅行や娯楽活動などを手配してはならない。
- ・ 会議、研修、研究、その他の目的の名目で、接待費用を不当に精算してはならない。

ウ コンサルティング業務における商業賄賂リスク¹⁵

留意事項

- ・ 医療従事者を招聘しコンサルティング業務に従事させる場合、現実的、合理的かつ合法的な業務上の必要性に基づくものでなければならない。
- ・ 専門的知識、技能、実務経験等の客観的な基準に基づき、業務上の必要性に応じて、コンサルティング業務を行う医療従事者を選定する。
- ・ コンサルティング業務を行う医療従事者を雇用する医療衛生機関の関連規則を遵守しなければならない。
- ・ 医療従事者が提供するコンサルティングサービスの料金を合理的に定めなければならない、その料金は、プロジェクトの規模、サービスの期間、専門性の程度などの客観的な基準に基づき、関連規則が定める基準又は公正な市場価格を参考して決定することが望ましい。
- ・ 一定期間内に特定の医療従事者を招聘する回数や、特定医療従事者に支払う料金の総額に合理的な制限を設けることが望ましい。
- ・ 提供されたサービスの真実性、妥当性、対価の公正性を証明するため、医療従事者が提供したサービスの記録、成果及び詳細なサービス内容について、事実のとおり記録し、適切に保管すべきである。

¹⁴ 本ガイドライン第15条、第16条

¹⁵ 本ガイドライン第18条、第19条

- ・ サービス料金を支払う場合、銀行振込での支払いが望ましい。

リスク管理

- ・ 医療従事者にコンサルティングサービスに関する料金を支払う場合、現金又は現金同等物の形で支払いを避けなければならない。
- ・ 医療従事者を招聘して関連するコンサルティングサービスを提供させることで、自社医薬品の処方や自社医薬品の推奨、宣伝、購入、使用を奨励し、誘導してはならない。
- ・ コンサルティングサービスの名目で、医療従事者に不当な利益を提供してはならない。

エ 業務委託における商業賄賂リスク¹⁶

留意事項

- ・ 業務委託先を選定するための仕組みを構築し、競争的な方法による業務委託先を選定を奨励し、選定は公開性・透明性の原則に従わなければならない。選定に関する完全な記録を保存しなければならない。また、外部委託先に対する調査を実施することが望ましい。
- ・ 委託先とサービス契約を締結する場合、サービスの内容、サービスの結果、コスト基準、サービスの期間、商業賄賂防止条項等を定めるほか、委託事項の履行について必要な監督又は遵守監査を実施する権利を有することを約定することが望ましい。
- ・ ネガティブリストを作成し、業務委託先との契約書などを通じて、業務委託の過程で禁止される行為を明確にすることが望ましい。
- ・ 契約に基づいて、業務委託先の契約履行状況を定期的に監督管理し、又はコンプライアンス監査を実施することが望ましい。
- ・ 業務委託先による商業賄賂が発生した場合、コンプライアンス管理に関する関連規定に従って、速やかに処理しなければならない。
- ・ 業務委託先に対する契約履行評価結果を参考して業務委託代金の決済を行う。

リスク管理

- ・ 契約で合意された業務委託料基準又は実際に支払った価格が、明らかに公正な市場価格から乖離していないか注意しなければならない。
- ・ 適切な選定手続きを経ずに、業務委託先と直接契約を締結し、業務を行わせることを避けなければならない。
- ・ 従業員による会社設立などの方式を通じて、第三者やその資金を実際に支配し、商業賄賂を行うことを禁止する。
- ・ 虚偽のサービスの提供などを通じて資金を取得することを禁止する。
- ・ 明示的か黙示的かを問わず、業務委託先に対し、業務委託料やその他の資金を使用して他者に賄賂を提供するよう指示することは禁止される。

オ 割引、ディスカウント、手数料における商業賄賂リスク¹⁷

留意事項

- ・ 割引、ディスカウント、手数料の基準、適用範囲及び対象並びに関連承認制度などを明確に定める。
- ・ 値引きの程度、手数料の割合、支払方法等を取引の相手方との間の契約で明確にする。
- ・ 当該資金が商業賄賂等の違法な目的に使用されることを防止するため、管理台帳を作成し、コンプライアンス監査及び適切な会計処理を実施しなければならない。

¹⁶ 本ガイドライン第21条、第22条

¹⁷ 本ガイドライン第24条、第25条

リスク管理

- 契約で合意されていない又は契約の内容と一致していない割引、ディスカウント、手数料の支払いに注意を払わなければならない。
- 基準の制定や承認を担当する部門・担当者と、それらを実施する部門・担当者との間で、職務の適切な分離がなされていない状況を回避する。
- 財務会計に虚偽記載することを禁止する。
- 明示的か黙示的かを問わず、第三者に割引、ディスカウント、手数料などの資金を使用し、て他者に賄賂を提供するよう指示することは禁止される。

カ その他

上述のほか、本ガイドラインには、寄付、スポンサーシップ、資金提供、医療機器の無償提供、臨床研究及び小売販売における商業賄賂リスクに関する留意事項とリスク管理事項も詳しく列挙されているが、本稿では、紙幅の都合上、省略する。

(3) 商業賄賂リスクの処理¹⁸

ア 関連リスクの内部処理

本ガイドラインは、医薬企業がその業務行為に商業賄賂のリスクがあることを発見した場合、直ちにリスクのある行為を中止し、法律に基づき、自ら又は第三者の専門機関に依頼して調査及びリスク評価を実施した後、リスク評価の結果に基づき、関係者及び第三者の責任調査、悪影響の排除、管理プロセスの完全化、規則・規程の改正、コンプライアンス教育の強化等の効果的な措置を適時に講じることが求められている。

イ 当局への協力

本ガイドラインは、規制執行への協力の要件、及び当局が調査過程において当局と協力する際に、行政処分を軽減、又は科さないための参考要素となる行動を規定している。医薬企業は、商業賄賂の疑いがある場合、率先して監督当局に報告することが奨励され、また、調査を受けている場合は、当局に積極的に協力することが求められる。

執筆担当： 楊 利涛

¹⁸ 本ガイドライン第4章

II. 中国法務の現場より

◆ AIとうまく付き合う法

中国発の AI である DeepSeek が最近話題を集めている。

特に、中国国内では、ChatGPT の利用に VPN が必要であること、また、特に中国語と英語の両言語での利用に長けているとされることから、渉外業務に従事する中国弁護士の間でも急速にその利用が広まりつつある。

従前手作業と勘に頼っていた翻訳作業が効率化し、英語のネイティブスピーカーのサポートを頼まなくとも正しくかつ自然な英語が操れるようになり、確かに便利である。中国人の新人弁護士が AI の助けを借りて書く日本語のメールも、一見して、日本人の社会人が書いたものと区別がつかないほどの出来になる。また、法規制のリサーチなどにおいても、一定の役には立っているようである。

日本でも、「リーガルテック」の普及が進み、電子契約のほか、契約書のレビューや、文書管理、資料検索などに活用されている。日本の法律事務所では、守秘義務の観点や、正確性の確保等の観点やコストの面からも、AI の利用は、比較的限定的な範囲にとどまっていると思われるが、中国で無料ないし安価に利用できる DeepSeek のような AI が普及してくると、中国では AI を活用した弁護士業務が一気に拡大する可能性がある。実際に、中国の裁判所においては、オンラインでの事件申立て、主張書面や証拠書類のアップロードと相手方当事者への共有、期日のオンライン開廷、自動言語認識による期日調書のリアルタイム作成等が普及し、日本の裁判実務より一歩進んでいる状況が既にある。

中国には、全国で 70 万人以上の弁護士がいると言われ、北京市だけで 5 万人、上海市も 4 万人を超えている¹⁹。日本では全国で 45,000 人ほどであるから²⁰、中国の弁護士は人口比で見ても日本よりもはるかに多く、同業者間の競争が激しいことが知られている。競争原理が働き、弁護士業務効率化のための AI 導入が日本よりも促進されやすい社会環境にあるといえる。

他方で、若手弁護士の基礎的能力（法的リサーチ、複数言語での書面作成、論理的思考力）を鍛えるという教育的な観点からは、異なるデータベースを駆使してリサーチを行い、先輩とのディスカッションや当局照会などを経て、より正確なリサーチ結果を得ること、日本語と中国語の書面作成では、両国の法制度や法律用語の違いを踏まえたドキュメンテーションをすること、取引の背景事情や顧客のニーズに照らした対応、法令と実務のギャップを論理的に説明することなどは、やはり AI に頼らずに、自分の頭で考え、手を動かすことで身に着く能力であると思われる。究極的には、AI にそのようなコツも学習させることで、所内用にカスタマイズされた AI を開発して業務に使用することも考えられるが、どのような指示を出して AI に学習させるかという点では、的確な指示を出せる人間を育てることの重要性は失われない。

¹⁹ 参考記事:<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1819588614827413737&wfr=spider&for=pc>

²⁰ <https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2024/1-1-1.pdf>

そこで、AI を使って時間と労力を節約する効率化の要請と、生身の人間から依頼された仕事につき、生身の人間の納得を得られるような成果物を出す要請を共に考慮しながら、AI を使いこなすことで、次の世代を担う若手弁護士の能力開発にも役立つと思われる。

この点、筆者が講師を務めた、上海日本人学校高等部の探究プロジェクト「企業の課題を解決する」²¹において、『先生』と呼ばれる職業人が AI 時代を生き抜く戦略を考える」というテーマを設定して、高校生に検討をしてもらったところ、教師、医師、弁護士のような「先生」と呼ばれる職業人の共通点は、他者の未来に影響を及ぼすことができる人であることから、AI の得意分野である事務作業や補助的作業は AI に代替させつつ、人間との信頼関係構築、心理的サポート、チームマネジメントのような人間性が重要となる事項や、知識より経験が重要となる事項は人間が担当することで、AI 時代において、「先生」がよりよくその社会的な役割を果たせるのではという結論に至った。

このように、AI 時代に社会人となる次世代の意見にも耳を傾けながら、法律事務所の業務においても、AI とうまく付き合う法を見出し、実践していきたいと考える。

執筆担当：山根 基宏

²¹ 総領事館並びに上海日本商工クラブ会員の航空会社、銀行、商社、保険会社、オフィス家具会社、会計事務所、法律事務所から講師を招き、生徒に各企業が設定した課題を与えて、授業を行い、発表を行うもの。2024 年度は 11 月 14 日に発表会が行われた。
<https://srx2.net.cn/sjs-koutoubu/school-news/20241115-01/>

III. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
2025 年 1 月号	- 中華人民共和国増値税法 - 水平型事業者集中審査ガイドライン - 個人情報越境移転保護認証弁法（意見募集稿）	最近感じた傾向と中国ビジネスの展望
2024 年 12 月号	- 海外医薬品流通許可保有者による国内責任者の指定の管理に関する暫定規定 - モバイルインターネットにおける未成年者モード設定に関するガイドライン	日中間の入国手続の緩和
2024 年 11 月号	- 外国投資者の中国上場企業への戦略投資に関する管理弁法 - 商標権侵害案件違法経営額計算弁法 「全国祝祭日及び記念日休暇弁法」改正に関する決定	【商標】不使用取消請求の審査に関する新動向 - 両用品目輸出管理条例及び両用品目輸出管理リスト - 中国「双十一」セールにおける 3 つの変化
2024 年 10 月号	- ネットワークデータ安全管理条例 - 最高人民法院による<中華人民共和國民法典>の不法行為編の適用に関する解釈（一）	- センシティブ個人情報識別ガイドラインとネットワークデータ安全管理条例の公表 - 標準契約条項の届出実務を振り返って
2024 年 9 月号	- 定年退職年齢の段階的引き上げに関する決定 - インターネット広告識別性に関する法執行ガイドライン - 市場監督管理部門によるビジネス環境改善に向けた重点施策（2024 年版）	【重要裁判例シリーズ】12 数値範囲に対する均等論の適用が認められた事例 - 外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024 年版） - 深セン日本人学校男児刺殺事件に関する中国国内の報道
2024 年 8 月号	- 医薬品分野に関する独占禁止ガイドライン（パブリック・コメント） - 会社登記管理に関する実施弁法（パブリック・コメント）	初の中国製 3A ゲームが登場、中国ゲーム業界に激震
2024 年 7 月号	- 独占民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈 - 会社法適用の時的効力に関する若干規定	- 登録資本登記管理制度の施行に関する国务院の規定 - 競業避止義務と営業秘密保護について
2024 年 6 月号	サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインにおけるセンシティブ個人情報識別ガイドライン（意見募集稿）	日中における著作権保護期間の差異

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事／連載・コラム
	水平型事業者集中審査ガイドライン（意見募集稿）	
<u>2024 年 5 月号</u>	- 中華人民共和国関税法 - ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定	- 最高人民法院が 2023 年 10 大知財事件を公表 - 北京市の住宅購入規制の緩和措置
<u>2024 年 4 月号</u>	- 越境サービス貿易ネガティブリスト（2024 年版）と自由貿易試験区越境サービスネガティブリスト（2024 年版） - 国家外貨管理局による項目外貨業務ガイド(2024 年版)の印刷・公布に関する通知	「大谷翔平」商標の中国での出願における実体審査のポイント - 中国商標ブローカーに対する商標権侵害等を理由とした訴訟について - 使用環境特徴と機能的特徴の認定が争点となった事例
<u>2024 年 3 月号</u>	- 国家秘密保護法（2024 年改正） - 消費者権益保護法実施条例	- AI が生成するウルトラマン画像の著作権侵害について生成 AI サービス提供事業者の責任を認めた中国の裁判例 - 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-3 コンピュータソフト・AI 関連発明審査基準 - 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-4 不正出願対策 - データの越境流動の促進と規範規定について
<u>2024 年 2 月号</u>	「会社法」登録資本登記管理制度の施行に関する国务院の規定（意見募集稿） - 内地と香港特別行政区法院との民商事案件判決の相互承認と執行に関する最高人民法院の手配	事業者集中申告基準について

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2025 年 2 月 28 日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2605 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号

富爾大廈 3204 室

TEL: +86-(0)10-8595-1435

E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ブリュッセル/ジャカルタ/クアラルンプール
※

現地デスク

フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア

※ジャカルタ及びクアラルンプールは現地法律事務所との提携による